

## 足利市低入札価格調査制度取扱要領

(趣旨)

第1 足利市低入札価格調査制度実施要綱(以下「要綱」という。)第9条の規定に基づき、足利市低入札価格調査制度(以下「制度」という。)を実施するために必要な事項を定める。

(入札参加者への周知)

第2 制度の円滑な運用を図るため、入札執行の際事前に入札参加者に対して、次のことを周知する。

- (1) 要綱により調査基準価格を設定していること。
- (2) 調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合は「保留」となり、後日、入札価格の調査を行うこと。
- (3) 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、最低入札価格であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、事後に調査があること。
- (5) 積算内訳書を提出しない者の入札は無効とすること。
- (6) 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者の積算内訳書が、設計書等の項目と同項目で作成されていない場合又は入札価格と整合しない場合は、当該入札者を失格とすること。
- (7) 提出した積算内訳書は書換え、引換え又は撤回することができないこと。
- (8) 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する場合、契約保証金額は契約金額の10分の3以上とすること。

(基本調査の結果報告)

第3 要綱第5条第1項及び第2項の規定に基づく基本調査の報告は、基本調査結果報告書(様式第1号)により行う。

(重点調査等に使用する様式類)

第4 要綱第6条の規定に基づく重点調査を実施する場合、市長は、最低価格入札者等に対し、様式第1の2号により通知するものとする。

2 最低価格入札者等は、前項の通知を受けたときは、市長の定める日までに、重点調査提出書類作成要領で定める様式に必要な事項を記載し、及び提出を求める添付書類(以下「提出書類」という。)を付して、市長に提出しなければならない。

3 最低価格入札者等は、重点調査を辞退する場合には、低入札価格調査

辞退届（様式第1の3号）を市長に提出しなければならない。

（入札者への通知）

第5 要綱第6条の重点調査及び第7条の審査の結果落札者とした場合には、契約管財課長は当該入札者に対して様式第16号により落札者となった旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して様式第17号によりその旨を知らせるものとする。

2 要綱第5条の基本調査の結果失格とした場合、又は要綱第6条の重点調査及び第7条の審査の結果不落とした場合には、当該入札者に対して様式第18号により落札者としないう旨の通知を、次順位者で調査基準価格を超えた入札者に対して様式第19号により落札者となった旨の通知をするとともに、他の入札者全員に対して様式第17号により次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

（調査等の結果落札とした場合の措置）

第6 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約をした場合には、監督員及び担当検査員は、適正な施工が実施されているかを確認するため、重点的に監督、監察するものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年5月1日以降に執行する入札から実施する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和元（2019）年8月19日から実施する。

- 2 様式第 2 号から第 15 号は廃止する。
- 3 様式第 1 の 2 号及び第 1 の 3 号を新設する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。